

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

〔乗車券類の改札〕

第94条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとするものは、所定の乗車券類を所持して、係員又は自動改札機の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。その乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

〔旅客の乗車券類呈示義務…鉄道営業法18、軌道運輸規程8 乗車券の所持…規13 乗車券の呈示を拒んだ場合…規115の4号 証明書…通学定期券用…規80 被救護者用…規81〕

〔乗車券類の引渡し〕

第95条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引渡すものとする。

〔旅客の乗車券類引渡義務…鉄道営業法18・軌道運輸規程8〕

第 2 節 乗車券類の改札及び引渡し**〔普通券の改札及び引渡し〕**

第96条 普通券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を呈示して改札を受けるものとする。

2 普通券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、その乗車券を係員に引渡すものとする。

〔旅行開始…規 3 所定箇所からの入出場…規94〕

〔定期券の改札及び引渡し〕

第97条 定期券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、その改札を受けるものとする。

2 定期券を使用する旅客は、その乗車券の通用期間が満了した際に、直に、これを係員に引渡すものとする。

〔旅行開始…規 3 所定箇所からの入出場…規94 乗車券類の引渡し…規95〕

〔回数券の改札及び引渡し〕

第98条 回数券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その改札を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引渡すものとする。

〔旅行開始…規3 所定箇所からの入出場…規94 乗車券類の引渡し…規95〕

〔団体券及び貸切券の改札及び引渡し〕

第99条 団体券又は貸切券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車する際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が全行程の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

〔旅行開始…規3 所定箇所からの入出場…規94・規94の3 乗車券類の引渡し…規95〕